

令和8年度におけるスーパーコンピュータ「富岳」の 「成果創出加速」枠の取扱いについて

令和8年3月26日
文 部 科 学 省
研 究 振 興 局

「特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針」（平成23年文部科学省告示第120号）において、超高速電子計算機については、その性能を最大限効果的に活用しながら重点的・戦略的な利用を促進し、社会が期待する画期的な成果を創出することが求められており、また、国の重要な課題における利用、ニーズの多様化に対応した柔軟な利活用手法の設定が求められていることから、計算資源の配分において、公募に基づく「一般利用」枠や「産業利用」枠とともに、政府戦略や政策的必要性に対応した利用枠や、理化学研究所における高度化等に資する利用枠を設けるべきとしている。

これを受けて「スーパーコンピュータ「富岳」利活用促進の基本方針」（令和2年7月17日文部科学省通知。以下「令和2年基本方針」という。）においても、特に、科学的・社会的課題の解決に直結する成果の創出が早期に見込まれる研究課題を実施する枠組み（「成果創出加速」枠）を設けることとしており、令和2年度より開始した「富岳」成果創出加速プログラムで採択された課題は当該枠組みを利用している。

今般、「富岳」成果創出加速プログラムは令和7年度で終了し、令和8年度から新たな研究開発プログラム（次世代計算科学グランドリーチプログラム）の開始が予定されていることを踏まえ、令和2年基本方針に定める「成果創出加速」枠の取扱いについて、下記のとおり定めることとする。

記

令和2年基本方針にて定める「成果創出加速」枠について、「戦略推進」枠と読み替える。「戦略推進」枠の利用の考え方は以下のとおり。

- ・ 文部科学省主導の下、戦略的に推進する研究開発プログラムの採択課題を実施する。
- ・ 計算資源の配分は、40%程度とする。ただし、特に令和8年度については新たな研究開発プログラムの開始時期となるため、「富岳」全体の効果的・効率的な利用に資するよう、柔軟に措置することとする。

以上

参考資料

○特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針（抄）

（平成 23 年文部科学省告示第 120 号 令和元年 9 月 17 日改正）

第二 施設利用研究に関する事項

一 超高速電子計算機の供用

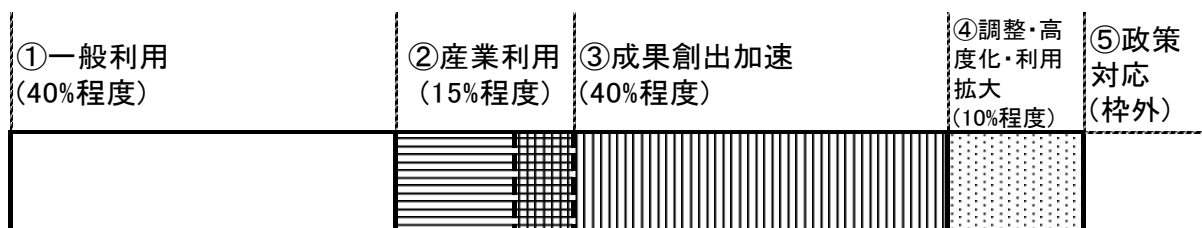
特定高速電子計算機施設の共用に当たっては、産業界を含め、多様な分野の研究者等に対して、透明かつ公正な手続きにより利用機会が提供されなければならない。また、利用手続の簡素化や利用支援の充実により利用者本位の考え方を基本とした利便性の向上が図られなければならない。その上で、特定高速電子計算機施設の性能を最大限効果的に活用しながら重点的・戦略的な利用を促進し、社会が期待する画期的な成果を創出することが求められている。また、計算科学技術の進展に伴い、簡便な手続を経た上での試行的な利用機会の提供、国の重要な課題における利用、ニーズの多様化に対応した利活用手法の多様化が求められている。このため、施設利用研究に対する超高速電子計算機の供用については、計算資源の配分において、公募に基づく一般利用枠や産業利用枠とともに、公募を行わない成果創出加速枠や政策的必要性に基づく政策対応枠、理化学研究所が中心となる調整・高度化・利用拡大枠を設けるとともに、これらの枠の中で試行的利用や有償による成果非公開利用といった供用を実施すべきである。

○スーパーコンピュータ「富岳」利活用促進の基本方針

（令和 2 年 7 月 17 日文部科学省通知）

③ 成果創出加速

- ・ 特に、科学的・社会的課題の解決に直結する成果の創出が早期に見込める研究課題を実施する。
- ・ 「富岳」成果創出加速プログラムで採択された課題はこの枠での利用とする。
- ・ 計算資源の配分は、40%程度とする。



政策対応の計算資源の一部を、産業界のコンソーシアムによる利用などを想定する Society5.0 推進枠（仮称）として扱う（計算資源の 5%程度を想定）。